

松山市条例第8号
令和6年3月19日

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

記

松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例

松山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は，介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号，第70条第2項第1号（法第70条の2第4項において準用する場合を含む。第3条において同じ。），第72条の2第1項第1号及び第2号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき，指定居宅サービス事業者の指定等を行うことができる者並びに指定居宅サービスの事業及び基準該当居宅サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は，法で使用する用語の例によるほか，次の各号に掲げる用語の区分に従い，当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定通所介護 指定居宅サービスに該当する通所介護をいう。
- (2) 共生型通所介護 通所介護に係る共生型居宅サービス（法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 基準該当通所介護 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービスをいう。
- (4) 指定通所リハビリテーション 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーションをいう。

- (5) 指定短期入所生活介護 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護をいう。
- (6) 共生型短期入所生活介護 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービスをいう。
- (7) 基準該当短期入所生活介護 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービスをいう。
- (8) 指定短期入所療養介護 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護をいう。
- (9) 指定特定施設入居者生活介護 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護をいう。

(指定居宅サービス事業者の指定等を行うことができる者)

第3条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る法第41条第1項本文の指定の申請の場合は、この限りでない。

(人員、設備及び運営に関する基準)

第4条 指定居宅サービスの事業及び基準該当居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（同令第103条（同令第105条の3、第109条、第119条、第140条（同令第140条の13において準用する場合を含む。）、第140条の15、第140条の32、第155条（同令第155条の12において準用する場合を含む。）、第192条及び第192条の12において準用する場合を含む。）を除き、同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定める基準をもって、その基準とする。この場合において、同令第39条第2項（同令第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。）、第53条の3第2項（同令第58条において準用する場合を含む。）、第73条の2第2項、第82条の2第2項、第90条の2第2項、第104条の4第2項（同令第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第118条の2第2項、第139条の3第2項（同令第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。）、第154条の2第2項（同令第155条の12において準用する場合を含む。）、第191条の3第2項、第192条の11第2項、第204条の2第2項（同令第206条において準用する場合を含む。）及び第215条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と、同令第181条第2項（同令第192条の12において準用する場合

を含む。)中「記録しなければならない」とあるのは「記録するとともに、当該利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、記録したサービスの内容等を当該利用者に提供しなければならない」とするほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(非常災害対策)

第5条 指定通所介護，共生型通所介護，基準該当通所介護，指定通所リハビリテーション，指定短期入所生活介護，共生型短期入所生活介護，基準該当短期入所生活介護，指定短期入所療養介護又は指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「事業者」という。）は、地震，風水害及び当該事業所の周辺地域の環境，立地条件等から想定される災害等の非常災害ごとに、当該非常災害が発生した場合における利用者の安全の確保のための体制，避難の方法等を定めた計画（以下「事業所防災計画」という。）を策定し、当該事業所の見やすい場所に掲示しておかななければならない。

2 事業者は、事業所防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに利用者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について従業者及び利用者に周知するとともに、避難，救出等の必要な訓練を行わなければならない。

3 事業者は、前項の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

4 事業者は、第2項の訓練の結果に基づき、事業所防災計画の検証を行うとともに、必要に応じて事業所防災計画の見直しを行うものとする。

5 事業者は、非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当該事業所において当面の避難生活をすることができるよう、必要な食糧，飲料水，医薬品その他の生活物資の備蓄に努めなければならない。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。